

# 2026 年度当初予算編成に関わる対県要請項目

## 【全 8 9 項目】

### 1. 経済・産業政策

#### 1. 大分県税財政基盤の強化

- (1) 県が策定した長期総合計画「安心・元気・未来創造ビジョン 2024～新しいおおいたの共創～」(2024 年 9 月) については、定期的に県民の声を集約した上で、プラスアップをはかること。関連して、まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略 (2025 年 3 月改定) については、県の地方創生にむけた取組を着実に実行すること。
- また、行財政改革推進計画 2024 (2024 年 9 月策定) については、県民ニーズを丁寧に捉えつつ、人への投資にあたる人件費を適正に確保した上で、取組を進めること。
- (2) マイナンバー制度に対する国民の信頼回復にむけて、全国的に未だ生じている誤登録など、トラブル防止にむけた取組を引き続き推進すること。
- また、マイナンバーカードの更新手続きやマイナ免許証への移行など、各課題についても丁寧な対応をはかること。
- さらには、運用状況や住民からの意見を定期的に集約した上で、必要に応じて、利用範囲や個人情報保護に関する条例の改正を行うこと。
- (3) 県民の生活に欠かすことのできない自動車関連の税制について、以下のことを国に対して働きかけること。あわせて、税制の見直しによって地方財政に影響が及ぶことがないよう強く求めること。
- ①高騰が続くガソリン価格については、高齢者や子育て世代はもちろん、生活者はもとより中小企業の経営に大きな影響を及ぼしている。
- こうしたことから、燃料価格の高騰対策として揮発油税などに上乗せされている、いわゆる「当分の間税率」を廃止すること。
- ②自動車関係諸税について課税根拠を総合的に整理し、自動車重量税の廃止など税の軽減・簡素化をはかること。

### 2. 大分県内の産業・企業の維持・発展

- (1) 都市部一極集中の実態を踏まえ、地域の特性を活かしたまちづくりを推進することで、知識・産業集積等地域産業の活性化による雇用の増大をはかること。そのために、核となる企業への支援を行い、市町村内・市町村間の連携を強化して、県内産業としての国際競争力を高めること。
- (2) 地域金融機関が地域密着型金融としての役割を發揮し、産官学金労言の連携のもと事業再生や成長分野の育成、産業集積など雇用の創出に資する取り組みを推進するよう指導や支援を行うこと。
- あわせて、県内の産業・企業の維持・発展が図られるよう、企業に対する優遇措置など継続的な支援を行うこと。
- (3) 県内経済や雇用を支える中小企業・地場産業の国際競争力強化や自立的成長を促すため、新興国等の海外市場へのアクセスを可能とする情報・ノウハウ提供、人材獲得・育成支援、資金調達支援なども含めた総合的な支援体制を構築すること。

- (4) 外国人労働者の人権を守り、地域住民と共生し安心して仕事と暮らしが両立できるよう、外国人労働者を包摂した「多文化共生」に係わる計画や指針の策定、多文化共生地域会議の開催、多文化共生総合相談ワンストップセンターの設置・拡充をはかること。さらには、県の取り組みのみならず、市町村のこれらの取り組みを後押しすること。
- ①外国人受入環境整備交付金を活用した外国人労働者に対する情報提供や相談対応の多言語化および行政サービスにおける「やさしい日本語」の活用を促進し、さらには、就学や進学において日本語指導が必要な子ども向けの教育体制の構築をはかること。
- ②働く際に必要となる基本的な日本語能力を身につけるため、業種の特性やニーズを踏まえ、日本語教室や夜間学校等の学ぶ場を外国人労働者に提供すること。同時に、外国人向けの公共職業訓練の整備を進めること。
- ③外国人労働者が事業主都合による離職や長時間労働が発生しないよう、受け入れ企業に労働法令等を順守するよう指導を徹底すること。あわせて、労使問題が生じた場合には、外国人労働者が集団的労使関係のもとで労働条件について使用者と対等な交渉ができるよう、都道府県の労政事務所等と連携して支援強化をはかること。
- ④関係事業者や居住支援団体が構成メンバーとなる「居住支援協議会」については、すべての市町村に設立できるよう財政面での支援を含めた取り組みを推進すること。あわせて、賃貸人の理解不足から外国人労働者が住居を借りることができないトラブルが未だ生じていることから、対策を加速させること。
- ⑤地域において外国人労働者の「やむを得ない事情がある場合」の転籍を実現していくためには、自治体が行う職業紹介機能（地方版ハローワーク）が重要となる。国の関係諸機関と連携をはかりつつ、外国人労働者の転籍を支援していくために地方版ハローワーク体制を整備すること。
- ⑥外国人留学生の県内就職や起業につながる支援策の強化および受入環境の整備を行うこと。

### 3. ものづくり基盤と人材育成の強化

- (1) 「ものづくりおおいた」の持続的な発展にむけて、「ものづくり人材」「デジタル人材」「グローバル人材」の確保や定着、育成に関わる取り組みを強化すること。
- ①半導体・デジタル産業については、国が主導する形で、産学官連携を通じた産業クラスター強化・人材育成等の取り組みが進んでいるが、これらの取り組みはすぐに成果ができるものではないため、継続した支援を国に対して要請すること。
- ②県内の製造拠点のニーズを踏まえた上で、県内の大学・短大・高専はもちろん、高校を対象とした人材育成に関わる取り組みを、産業教育設備の更新・拡充を含めて強化すること。あわせて、卒業生の県内企業への就職と離職防止にむけた取組を推進すること。
- ③県内の中小ものづくり企業の活力発揮に向けて、IoT化や生産性向上による競争力の強化、DX人材育成などの支援を強化すること。

- (2) 2023年から2024年、県は国の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用し、特別高圧電気価格激変緩和対策事業の予算措置を行い、県内企業に対して支援したことである。特別電圧に係る支援については、今後、国の交付金検討動向を注視しつつ迅速な対応をはかること。
- また、前回の支援パッケージでは、都道府県毎に違いが生じた。こうしたことを踏まえつつ、好事例や諸課題等を精査した上で、次回支援の際、確実に効果を及ぼす施策を講じること。

### 4. 地域経済の活性化と雇用創出・まちづくりの推進

- (1) 本年、県が取り組む「大阪・関西万博を契機とした誘客等促進事業」の経済効果等の成果と課題について明らかにすること。

さらには、今後の取組に生かすとともに、引き続き「おんせん県おおいた」の強みを生かして、国内外の誘客活動を展開すること。

また、県が導入を検討している「宿泊税」について、検討状況を明らかにすること。

## 5. 公契約の適正化

(1) ダンピング的な受注や悪質なブローカーによる低価格受注を排除することはもちろん、公契約事業で働く労働者が安心して生活を営める賃金水準の確保にむけて、サービス産業も包含した賃金保障を義務付ける「公契約条例」を制定すること。

さらに、公契約条例の制定にあたっては、適正な労働条件を確保していくために、労働組合も参加する審議会を設置し、働く者の視点を反映させること。

また、エネルギー価格や食材費、人件費等の上昇を考慮し、学校給食やスポーツ施設、医療事務など自治体が事業者に業務委託している契約金額については、契約期間内であっても事業者からの要請に応じ、適宜見直しを行うこと。

## 2. 雇用・労働政策

### 1. 雇用の安定と創出策の強化

(1) 県内の地域経済及び雇用の活性化にむけて「地域雇用活性化推進事業」及び「地域活性化雇用創造プロジェクト」などの拡充を国に要請とともに、地域における自発的な雇用創造の取り組みを支援すること。

また、2023年度に竹田市が「地域雇用活性化推進事業」採択地域に決定したところである。こうした取組について、県が市町村の取組を支援すること。

また、都市圏から地方へのテレワーク拡大や企業のワーケーション導入が地方創生として推進されていることを踏まえ、地方創生の各種支援金等の周知と活用による地域雇用の創出をはかること。

(2) 県内経済を支えている中小企業・小規模事業者が、後継者不足や経営者の高齢化の課題を抱える中、安定的に雇用を確保し、事業の継続・継承・成長が実現できるよう「大分県事業承継・引継ぎ支援センター」との連携強化はもちろん、関係機関との連携を踏まえた上で継続した支援を行うこと。加えて、事業継承については、県内のみならず県外人材のマッチングを含めた取り組みを推進すること。

また、県内中小企業への就職者に対する奨学金返還支援制度を創設しその活用を進め、人材確保と定着につながる取り組みを推進すること。

あわせて、中小企業退職金共済制度への中小企業の加入促進にむけて、補助制度の導入や補助金の拡充をはかること。

(3) 労務費を含めた適正な価格転嫁の促進について、県の取組状況はもとより、県が把握している各業種における価格転嫁への対応と進捗状況について明らかにすること。

また、運送業や製造業をはじめとする中小零細事業者が多い業種については、事業者単位での価格転嫁の交渉すら難しいといった声もある。こうしたことを受け、業種単位での協議の場の設定等、環境整備に係る取組を推進すること。

あわせて、県が取り組む人材投資や生産性向上に資する支援制度については、内容の拡充はもちろん、周知活動を強化すること。

(4) 「おおいた中高年世代活躍応援プロジェクト」（旧おおいた就職氷河期世代活躍支援プラットホーム）における取り組みを着実に進めるとともに、「就職氷河期世代」に対して、当事者に寄り添ったオンラインも活用した就職相談や職業紹介の取り組みを通じて、職業能力開発や就労支援、社会とのつながりを持つことに関する情報提供や啓発を行うこと。

さらに、就職氷河期世代支援を目的とした県職員採用に関する取組状況について明らかにすること。

## 2. 職業能力開発施策の推進

(1) すべての働く者、働くことを希望する者が職業能力を開発・発揮し、安定した質の高い雇用に就くことができるよう、地域や企業、受講者の人材・訓練ニーズを踏まえ、土日・夜間での随時開講やオンライン講義など適切な職業能力開発機会を提供すること。あわせて、訓練指導員の増員や人員確保もを行うこと。

(2) 県がめざす「障がい者活躍日本一」の実現につながる、雇用・福祉・教育の各行政機関が地域レベルで連携し、企業に対するサポートなどを重視した就労支援策を講じること。

さらに、中小企業における障がい者雇用を後押しするため、障がい者雇用経験や雇用ノウハウが不足している「雇用ゼロ企業」に対して、事例やノウハウの共有化はもとより、準備段階から採用後の定着支援まで、総合的な支援を強化すること。

また、就労を希望する障がい者の安定的な就職のために、本人希望を踏まえたうえで、個々の特性に応じた就労支援などを強化すること。

## 3. 食料・農林水産業政策

### 1. 農林水産業政策

(1) 工業のみならず、農林水産業とともに振興を進める「農林水工併進型」の県政を推進すること。  
あわせて、農地の7割が中山間地域に位置する本県の特性を踏まえた上で、中山間地域の振興と地域社会の維持はもとより、現在課題となっている米の価格高騰と流通量不足への対策をはかる観点も踏まえて「持続可能な農業基盤の確立」にむけた取り組みを積極的に行うこと。

(2) 県産農林水産物の販路拡大にむけて、国内市場のみならず、海外市場にむけた積極的な取組を推進すること。

あわせて、地産地消の推奨など県民運動の展開や、フードチェーンとの連携強化など、県産食品の消費拡大を促進すること。

また、県内に223箇所ある、新鮮な農林水産物を生産者が直接提供・販売する「直売所」については、持続可能な経営にむけた支援を行うこと。

(3) 農林水産業への新規参入や新規就業を促進するための支援・環境整備を充実すること。

あわせて、長期総合計画「安心・元気・未来創造ビジョン2024～新しいおおいたの共創～」でも触れている「農林水産業の成長産業化」については、基盤強化と成長産業化に資する担い手の育成・確保にむけた取組を推進すること。

さらに、予算編成にあたっては、園芸品目等の偏りについて指摘する声もあることから、バランスの良い配分を講じること。

(4) 国民共有の財産である種子・種苗を守り、良質で安価な主要農産物種子はもとより、地域固有種子の安定供給にむけて、九州各県の制定状況を調査・研究を進めた上で、種子条例の早期制定にむけた取り組みを推進すること。

- (5) 大分県農林水産研究指導センターが行う「藻場再生」の研究・試験について、民間技術の活用の有無を含めて具体的な取組内容を明らかにすること。  
さらには、SDGs の観点を踏まえて、他都道府県でも実証実験が開始されている鉄鋼スラグ等の民間技術の導入にむけた取組を推進すること。

## 4. 福祉・社会保障政策

### 1. 医療、医療保険制度の抜本改革

- (1) へき地における医療機能の維持をはじめ、地域医療を持続可能なものとしていくため、人材確保はもとより、施設・設備の整備など、必要な支援策を以下のとおり講じること。
- ①地域・診療科ごとの医師不足や偏在を解消するよう、医師確保のための財源措置に努め、医師を確保すること。
- ②退職した医師の復職にむけて、復職研修の機会を拡充するとともに、円滑な受講を促進するため、保育の確保等の条件整備を行うこと。また、県外で勤務する医師のUターン勤務を促進するための情報発信・相談支援や、医科系大学の地域枠で入学した学生が卒業後も当該地域で医療を担うことにつながる支援について取り組みを強化すること。
- ③看護職の人員不足解消に向け、各医療機関との連携のもと、看護師をはじめとする医療従事者の処遇改善に努めるとともに、看護系学校を卒業した看護職希望者の県内就業のための対策に引き続き取り組むこと。
- ④医師を含む医療従事者全体の勤務環境改善に向けた取り組みを、各医療機関に徹底すること。また、医療の安全確保のため、医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保など、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。加えて、労働時間の短縮と質の高い医療の両立をはかる目的とした、医師から看護師へのタスクシフトを推進するため、「大分県特定看護師等養成支援事業」の充実をはかること。
- ⑤2024年度から「働き方改革」が医療職場に展開されていることを踏まえ、勤務環境改善に向けた取り組みの実効性を確保するため、「医療勤務環境改善支援センター」運営協議会に労働組合を参画させること。
- (2) 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる医療提供体制の整備に向け、第8次医療計画（2024～2029年度）および地域医療構想の推進においては、地域実態に即しつつ以下の対応をはかること。
- ①医療法改正の動向を注視しつつ、急性期から回復期・慢性期・在宅医療まで、良質で切れ目なく必要な医療が提供されるよう、安易に不採算医療の診療科目の見直しや再編・統合をすることなく、医療機関（病床）の機能分化と連携、医療と介護の連携を推進すること。
- ②地域医療構想の実現に向けて病床転換や病床数の調整を行う場合、医療機関の設置主体にかかわらず、域内の全ての医療機関を対象に協議を行うこと。その際、病床の統廃合にともなう雇用問題が生じないよう対策を講じること。
- ③地域医療構想調整会議に、医療機関の利用者である被保険者の声が反映されるよう、労働者の代表を委員に加えること。
- (3) 国保制度が安定的に運営されるよう、県と市町村との意思疎通の徹底をはじめ、国に対しては、追加の財政支援等、必要な措置を引き続き求めていくこと。保険料については、健康寿命日本一を掲げる県の施策を引き続き推進し、被保険者の負担が増えることのないよう医療費の抑制に向け、健康づくりの推進や頻回受診や重複投与の是正および後発医薬品の使用促進などの取り組みに努めること。また、予防医療に重点を置くという観点から、特定健診・特定保健指導の実施率向上をはかるため、事業主に対して、非正規雇用労働者を含め、特定健診・特定保健指導を受ける際に就業上の配慮を徹底させるよう周知・啓発活動に取り組むこと。

## 2. 高齢者に対する福祉サービスの充実と権利擁護の確立

- (1) 第9期大分県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画において、高齢化率が年々増加し、要介護者数も増加することが想定されていることから、以下の内容について取り組むこと。
- ①介護サービス事業所及びすべての福祉施設における介護労働者の雇用・労働条件の改善に向け、労働関係法規の周知や遵守の徹底に引き続き取り組むこと。(昨年の後半を削除)  
あわせて、家族や介護者等からの苦情や要望への対応が増加している実態を踏まえ、相談・通報に迅速に対応でき、また、カスタマーハラスマントに対応できる体制整備を支援すること。
  - ②介護人材の確保のため、新卒者を含めた若者の雇用確保と潜在介護福祉士などの復職支援の充実をはかること。
  - ③介護人材の確保が喫緊の課題であることから、介護人材の専門性向上および人材の定着がはかられるよう事業所を指導・支援すること。とりわけ、処遇改善にむけ、加算未取得の事業所に対して、引き続き支援すること。
  - ④育成就労制度への移行を見据え、今後増えることが想定される外国人介護就労者において、関係機関と連携する中、受け入れ施設への支援体制を構築するとともに、労働関係法規に違反して就労させるなどしている施設に対しては、今後も事業者指定の取り消しも含めて厳正な対処をすること。
- (2) 介護保険料については、制度創設以来、依然として上昇傾向にあり、保険料の市町村間でその差額もますます大きくなっています。被保険者の負担が増大している。今後も介護保険料および利用者負担額の増大が懸念されることから、市町村と連携し、介護予防の取り組みを積極的に進めるとともに、効果的な対策を講ずること。併せて、保険料については、負担割合等制度の見直しに向け、調整交付金の別枠での財源措置を含め引き続き国へ要請すること。
- (3) 有料老人ホームをはじめとするすべての高齢者福祉施設において、入居者が安心して療養や生活ができるよう、虐待の発生またはその再発を防止するための措置（委員会の開催、マニュアルや指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）や、適切な対策の検討とその結果の従業者への周知徹底が行われているかを確認し、指導監督を徹底すること。  
あわせて、高齢者福祉施設をはじめとする各種福祉施設において、補助金等の不正受給により施設利用者へ影響を及ぼす事案が見られることから、高齢者福祉施設に限らず、あらゆる福祉施設において指導監督を徹底すること。

## 3. 子育て支援の強化

- (1) 子育て支援について、超少子高齢社会が進行する中、人口減少に歯止めをかけるため、大分県の特色を活かしたアイデアを創出するなど、工夫を凝らした施策を講じていくこと。その際には、若年層や子育て世代などとも意見交換を行い、県民ニーズの把握に務め、希望する認可保育施設に入れなかった未入所児童の解消をはじめ、安心して働きながら子育てができるよう、引き続き市町村と連携して取り組むこと。そのうえで、以下の具体施策を進めること。
- ①保育士および保育教諭の確保が喫緊の課題であり、また、「こども誰でも通園制度」が2026年度から本格実施されることから、更なる人材不足が予想される。したがって、保育士等の人材確保に向け、処遇改善等加算が活用されるよう、幼児教育・保育施設を支援するとともに、家賃補助等の住宅支援制度などによる処遇改善も支援すること。あわせて、ICT等を活用した事務作業の簡素化を推進する等、保育士等の勤務環境の改善を支援すること。
  - ②保育の質の向上に向け、職員の研修機会の確保等を行うほか、2024年4月に施行された保育士等の職員配置基準の見直しが、人材や財源不足を理由に実施されないことがないよう、引き続き市町村への支援など積極的な対応をはかること。加えて、国の配置基準を上回る市町村独自の基準を設け、よりきめ細かな幼児教育・保育を実施するよう促すこと。

- ③特別な配慮が必要な子どもが増加していることから、専門的な支援ができる人材拡充のため、保育コーディネーター養成事業の充実をはかること。
- ④市町村が策定した2025年度からの「市町村子ども・子育て支援事業計画」が確実に実行されるよう、市町村を支援すること。また、地域子ども・子育て支援事業に明記されていない休日保育や休日学童保育についても、ニーズを踏まえて実施できるよう市町村を支援すること。
- ⑤潜在的待機児童解消のため、商業施設・事業所と連携し、事業所内保育所の設置拡充を支援すること。
- ⑥認可保育所の入所基準に満たない労働時間のために子どもを幼児教育・保育施設に預けられずに働く労働者が、労働時間を増やすことを希望する際、入所を可能とするなど子育てと仕事の両立を望む労働者に対するきめ細かな支援が行われるよう、市町村に促すこと。
- ⑦子育て支援の充実に向けて、子育て支援員の増員やシニア人材の活用をはかること。

(2) 待機児童がいるなど、放課後児童クラブのニーズの増加を踏まえ、市町村が実施する放課後児童クラブやファミリーサポートセンター事業等の拡充と、質の向上のための支援や人材確保のための処遇改善等の支援に引き続き取り組むこと。

また、受け皿の拡大のため、小学校施設や民間クラブ等の活用などについても支援を拡充すること。

(3) 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境整備のため、以下の内容について市町村とも連携して取り組むこと。

- ①各種手当等の支給や貸付金等、経済的支援の拡充について検討すること。
- ②「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」を踏まえ、生活保護世帯の子どもの、将来的な自立に向けた早期からの支援につながる仕組みの整備や、就職して自立する場合に生活基盤の確立に向けた支援がはかられるよう、生活保護の実施主体である市町村を支援すること。
- ③給食費無償化について、国の動向を踏まえるなか、中学校の無償化についても市町村への支援や、国への要望を行っていくこと。
- ④昨今の物価高も踏まえ、「子ども食堂」への公的支援の継続と拡充に取り組むこと。

(4) 2024年に実施された調査により、県内にも家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子ども（ヤングケアラー）がいることが明らかとなっていることから、以下に取り組むこと。

- ①生活支援や就学支援などの包括的な支援提供体制を整備すること。
- ②周囲の共通認識や理解促進が必要であることから、広く県民への周知をはかり、福祉、介護、医療等支援の連携強化に努めること。また、その際に厚労省が発行した連携支援のマニュアルを活用し、学校現場との連携支援に努めていくこと。
- ③調査結果に基づき、実効性のある対応を行うとともに、介護者であるケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう、社会全体で支えることを目的としたケアラーライフ条例の制定を検討すること。

(5) 子育て家庭の経済的負担の軽減や子どもの保健の向上をはかることを目的に、県内自治体において、未就学児から高校生世代までのすべての子どもの医療費が等しく助成され、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、子ども医療費無料制度の拡充に取り組むとともに、国へも要望していくこと。

(6) 先進医療による不妊治療について、県独自の助成制度を拡充し、希望する人が経済的理由で治療を諦めることのないようにすること。また、不妊治療を行っている当事者同士の交流会や住民向け啓発活動など、当事者の精神的ケアに資する施策を市町村と連携し進めること。

#### 4. インクルーシブな地域共生社会の実現に向けた取り組み

(1) 8050問題やヤングケアラー、ダブルケア、ひとり親世帯等、一人で悩みを抱え込み社会的に孤立し、生活が立ち行かなくなる深刻なケースも発生している。このようなことから、医療・介護・生活支援等が一体的に提供されるアウトリーチ支援による地域包括ケアシステムの構築に向けて、以下の内容で取り組みを推進すること。

①地域共生社会の実現のため、多様性の尊重を謳う条例の制定を推進すること。また、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応するための重層的支援体制整備事業について、各市町村が包括的な支援体制を構築できるよう連携をはかること。

②就業しているひとり親の支援のため、市町村のひとり親に関連する行政支援窓口の一本化(ワンストップ化)を支援すること。また、自治体ごとの相談体制のばらつきを解消するため、全国共通のオンライン相談窓口の設置を知事会を通じ国へ要望すること。あわせて、企業がひとり親支援の窓口などを設置した場合に活用できる企業向けのひとり親支援プログラムを策定し、ガイドラインや相談窓口の設置に対するインセンティブを付与することで、企業との連携を強化すること。

③切れ目のない子育て支援の実現のため、県内すべての自治体へこども家庭センターの設置を促進する中、ダブルケア状態にある労働者に配慮し、地域包括支援センターなどとの連携も推進すること。

また、企業に対しても子ども子育て支援員研修の受講をすすめるなど、企業と連携した子育て支援の取り組みを行うこと。

④ハンディキャップのある方を含め誰もが生活に必要なあらゆる情報を受け取り、必要な行政サービスを受けられるよう、行政上の申請手続きを一括して行えるシステムやアプリの整備に、各市町村と連携し取り組むこと。

⑤「大分県医療的ケア児等支援センター」を中心に、各市町村との連携を強め、医療的ケア児とその家族に対する支援制度が実効的な取り組みとなるよう支援体制の充実に努めること。

(2) 地域住民の日常生活を守るため、誰もが医療・介護、各種行政サービス等を受けられるよう、地域公共交通の事業者への助成はもとより、移動販売事業や商業施設の開設・運営への支援を拡大すること。

### 5. ジェンダー平等・男女平等政策

#### 1. 男女平等社会実現の取り組み

(1) 男女共同参画社会の実現に向け、大分県「第5次おおいた男女共同参画プラン」が2025年度に最終年となることから総括を行い、新たな取り組みについても着実な実行に努めること。また、多様な価値観を受け入れ、互いに支え合う社会をめざすため、下記の内容について取り組むこと。

①ジェンダー平等社会の実現に向けて、多様な性のあり方を認める教育・啓発、相談体制の充実に努めること。

②すべての県民が個人として尊重され、平穏な生活の確保により地域社会を構成する一員として、あらゆる分野の活動に参画できる権利が尊重されるよう多様性条例の制定に向け検討すること。

③働く者の健康サポートを強化するため、更年期症状、生理痛に対する理解促進に向けた企業研修等を行った場合の助成や、休暇制度を導入する企業の支援、休暇を取得した場合の所得保障の検討を推進していくこと。

④パートナーシップ宣誓制度の理解促進活動や未実施の市町村には実施にむけた支援を行うこと。

- (2) すべての働く者が安心して仕事と育児や介護等を両立できる環境整備について、下記のとおり取り組むこと。
- ①「おおいた働き方改革」共同宣言でも掲げている男性の育児休業取得率向上について、男女とともに子育てと就業継続・キャリア形成を両立できる取り組みの促進をはかること。
  - ②妊娠・出産・育児、介護などを理由として退職した労働者の再就職を支援する施策の周知と拡充をはかること。とりわけ、妊娠・出産を機に退職する割合が多い女性に対する取り組みを強化すること。
  - ③働く保護者の負担軽減に資するよう、延長保育（幼稚園や認定こども園における預かり保育を含む）、夜間保育、病児保育、休日保育等の保育サービス拡充のため、財政支援を強化すること。

## 6. 人権政策

### 1. 女性、男性、子ども、あらゆる人権を冒涜する性の商品化や暴力を許さない社会づくりの推進

- (1) 弱い立場にある全ての人に対するあらゆる暴力（性犯罪、ストーキング、セクシャルハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、デートDV等）の根絶・防止に向け、引き続き、広く県民に対する広報・啓発活動を充実し、下記の内容に取り組むこと。
  - ①後を絶たない児童虐待については未然に防ぐため、あらゆる段階で通報出来るよう関係機関に対し指導・協力をを行うとともに、あらゆる機会を利用し、オレンジリボン運動の推進をはかること。
  - ②「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（2024.4 施行）、および同時期に策定された「大分県困難な問題を抱える女性への支援計画」を基に、女性の人権擁護、福祉増進の取り組みを推進すること。
  - ③性暴力の被害者を支える県の救援センター「すみれ」の周知活動については、緊急避難の対応を含めて女性用公共トイレの個室へチラシが貼付されているが、同様に男性の目に付く箇所にも貼付するなど、引き続き幅広く「すみれ」を周知すること。
  - ④それぞれの事案に対応した相談体制の強化に向けて、適正な人員配置はもとより継続雇用のための体制整備ならびに専門職を配置するなど一層取り組むこと。

### 2. 人権を尊重する社会づくりの推進

- (1) 人種、民族、宗教、肌の色、性別、年齢、疾病、障害、門地、性的指向・性自認等による人権侵害はいまだに続いている。また、近年では、インターネット上における人権を侵す差別投稿が氾濫している状況であることから、2025年4月に施行された「情報流通プラットフォーム対処法」を活用しながら、自治体のモニタリング事業の取り組みの強化すること。
- (2) 部落差別問題は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、重大な人権問題である。このようななか、あらゆる人権問題の解決に向け下記の内容に取り組むこと。
  - ①各市町村における人権施策の取り組み格差を解消するために、市町村が実施する啓発活動を引き続き支援すること。その際には、人権施策の取り組みが充実している他県の取り組み事例も参考にすること。
  - ②公益社団法人大分県人権・部落差別解消教育研究協議会をはじめ、部落解放や人権の確立を求める様々な外部団体との連携を強化し、学校や企業、地域における啓発活動の充実をはかること。なお企業等啓発活動については講師派遣回数、受講者数を把握・公表すること。
  - ③「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、法の周知と部落差別撤廃を主要な課題として、「大分県人権尊重施策基本方針（大分県人権施策基本計画改訂版）」の着実な推進に向け

引き続き取り組みを進めること。加えて、水平社創立から 100 年経った今も、さまざまな差別が存在していることから、あらゆる差別の撤廃に向け、周知・啓発に取り組むこと。

(3) 人権尊重の社会をつくるために独立性と実効性を確保するよう下記の内容について取り組むこと。

- ①人権救済体制の確立および人権侵害被害者の保護の観点から相談体制の充実はもとより、救済すべき事案が生じた場合の実効的な人権救済機関との連携協力関係の強化をはかること。併せて、より実効性のある人権救済制度の確立について引き続き国に要請すること。
- ②県内全市町村において導入している「事前登録型本人通知制度」については、戸籍・住民票の不正取得を防止する目的を広く県民に対して理解促進に努め、制度の周知・徹底を図り事前登録の推進に努めること。
- ③1948 年に制定された旧優生保護法のもと、優生手術が行われた方の実態の把握や検証はもとより、「補償金等の支給等に関する法律」が 2025 年 1 月に施行されたことから対象者への救済を速やかかつ確実にすすめること。

(4) 人権を尊重する社会づくりの推進に向けて、下記の内容に取り組むこと。

- ①就職差別の撤廃に向けては、引き続き、採用を行う企業に対し、各種統一応募用紙の使用について徹底していくこと。加えて、採用選考の際には、就職差別につながるような身元調査を行わないよう働きかけること。
- ②求職者に対しては、引き続き、ハローワークにおいて、違反事例に関するリーフレットを配布することなどによって周知していくこと。
- ③高等学校においては、公正選考に向け、引き続き、就職試験受験者アンケートの取り組みを徹底していくこと。
- ④事業所における公正な採用選考システム確立について、中心的な役割を果たす「公正採用選考人権啓発推進委員」を一定規模以上の事業所に配置することや研修の充実にハローワークと連携し努めること。

(5) 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいたビジネスと人権に関する課題へ取り組みを推進すること。

- ①県は公契約や民間業務委託などにおいても、「ビジネスと人権」に関する問題が発生し得ることを踏まえ適切な策を講じること。
- ②企業に対して、自社の人権方針や人権デュー・デリジェンスの実施、取引先への対応について、ビジネスと人権に関する教育・研修を実施するよう推進していくこと。

## 7. 教育政策

### 1. 教育行政のあり方

- (1) 豊かで行き届いた教育を実現するため、今後も引き続きより多くの地域に赴き、地域・保護者・子どもの声はもとより、学校長をはじめ、広く現場の教職員の声を聞くこと。そのうえで、以下の内容に取り組むこと。
- ①大分県長期教育計画の実施における実効性の確保のため、学校現場の実態に即した意見が必要であることから、大分県長期教育計画委員会に学校現場における労働者の代表を参画させること。
  - ②寄せられた要望については、積極的に教育行政の施策と予算の配分に反映させ、その反映状況を示すこと。

- (2) 地域コミュニティの維持をはじめ、これまで行ってきた学校統廃合によって惹起される問題点に対し、子どもたちが安心して教育を受けられる環境を保ち続けるといった観点から以下の内容について取り組むこと。
- ①県立高等学校および県立特別支援学校の再編整備・統合に関しては、進学における家庭の影響（遠距離通学・下宿）が起こりうるため、引き続き地域住民、保護者、学校現場の声を充分反映させること。
  - ②これまでの再編整備・統合により、遠距離通学となっている子どもがいる実態および、一部の定期運賃が引上げとなっている状況も踏まえ、「通学費等奨学金」の金額設定や適用人数についてさらなる拡充や給付型への移行について、引き続き検討を行うこと。

## 2. 子ども1人ひとりの学習権の保障と教育環境の整備

- (1) 教員が子どもと向き合う時間を確保し、きめ細かな教育を行うため、中等教育を含め、さらなる少人数学級の推進が求められていることから、以下の内容について取り組むこと。
- ①県単独予算による教職員の増員及び加配を行うこと。
  - ②小学校1、2年生、中学校1年生の「下限」を撤廃すること。
  - ③複式学級の編制基準については10人以下とすること。
  - ④高校については、学級編制基準を全日制で30人以下、定時制で20人以下とするとともに、定時制・通信制教育での学びを保障するための教育環境整備をすること。
  - ⑤少人数学級の推進には、教職員の確保が重要であるが、教職員の負担の増大等により教職員不足が生じているため、部活動の地域移行の促進、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの常勤配置、教科担任や学級担任外教員、教員業務支援員等について、外部人材の活用も含めて拡充し、教職員の負担軽減をはかること。
- (2) 全国学力・学習状況調査について、学校現場では、過去問題への取り組みによる事前対策が常态化し、本来の調査目的と乖離していることから、以下に取り組むこと。
- ①文部科学省の通知を踏まえ、調査結果はその本来の目的を果たすためのみに活用することとし、結果の公表がマスコミの報道につながり、学力による序列化や過度の競争を助長する原因となっていることから、学校名の公表など不必要な結果の公表は行わないこと。
  - ②学力テスト対策により、子どもや学校現場の負担が増加し、本来の授業時間を確保できず、「学び」に影響していることから、開催頻度の見直しを検討すること。
- (3) 社会参加に必要な知識、技能、価値観を習得させる主権者教育について、確実にカリキュラム化したうえで意識の醸成に努めるとともに、選挙に限らず人権教育や男女共同参画社会を推進する観点から教育分野における教育・能力開発・学習機会を充実させること。とりわけ、以下の項目について、引き続き取り組みを強化すること。
- ①働くことの価値と働くものの権利を軸とした職業観の形成やワークルール（労働法等）に関する基礎知識について学び、すべての学校で子どもが勤労観・職業観を養えるよう取り組むこと。
  - ②進路選択、職業選択においては、男女職務分離の改善を念頭に置き、各人が主体的に選択する能力を身につけ、幅広い分野に進むことができるような進路指導等を実施すること。
  - ③教育課程において、結婚や、出産・育児期、看護・介護等に直面しても働き続けることをサポートする各種制度があることを伝えるとともに、あらゆる人権問題の解消や男女共同参画社会の実現に向けた取り組みについて、教育を通じ徹底すること。
- (4) 図書館教育の充実に向け、以下に取り組むこと。
- ①県内各市町村の第6次学校図書館図書整備5年計画における教材費・図書費の財源措置状況を把握し、引き続き市町村へ学校図書館図書等の整備を要請すること。

- ②県としても県立学校の図書館の整備・充実をはかるとともに、教材費・図書費の財源については、義務教育費国庫負担金で措置するよう、国へ要請すること。
- ③活字離れが進む子どもたちを、本の魅力に気づかせることへつなげていくため、県内のすべての県立学校、市町村立学校に正規職員として専任の学校司書を配置するとともに、複数校兼任や非正規職員配置が多くなっている状況の改善をはかること。
- (5) いじめや不登校、災害等、子どもたちのさまざまなメンタルに関する問題は、長期的・継続的な関わりによる「心のケア」が必要である。したがって、国の予算の増額も踏まえ、スクールカウンセラーをすべての学校に常勤配置するとともに、スクールソーシャルワーカーの配置についても引き続き市町村と連携して充実・強化をはかること。

### 3. 高校教育制度の見直し

- (1) 障がいのある子どもの高校進学に関しては、「障害者基本法」第16条に則り、障がい等を理由にした排除を行わず、県が率先して教職員の増員や施設改善など必要な支援策を講じ、すべての子どもが安心して高校生活を送れるようにすること。また、障がいのある子どもなどが、別の方で教育を行わざるを得ないという特別の理由がない限り、引き続き合理的な配慮により、普通学級に在籍して教育を受けられるインクルーシブ教育を推進すること。
- (2) 社会全体で子どもたちの学びを支えるため、以下の取り組みを推進すること。
- ①家庭の経済的背景による社会的な分断を招くことなく、また、地域による教育格差が生じることの無いよう、就学前教育から高等教育まで、すべての教育にかかる費用の無償化に向け、引き続き全国知事会や全国都道府県教育長教育会議を通じ国に対して要請していくこと。
- ②大学生等に対する給付型奨学金と無利子貸与奨学金の拡大等について、引き続き全国知事会や全国都道府県教育長教育会議を通じ国に対して要請していくこと。
- ③就学支援金支給対象生徒の申告漏れや高校生等就学支援金制度および授業料以外の教育費負担を軽減するために設けられた高校生等奨学給付金の受給対象となる生徒が受給し損ねることのないよう引き続き十分な対応をはかるとともに、その他教育費に関する公的支援の拡充を行うこと。
- (3) 高校入試の全県一通学区制度においては、大分市一極集中が生じており、若者の転出超過による人口減少や少子化を踏まえた地域に根差した教育基盤の整備も重要である。よって、家庭・学校・地域が一体となった教育の推進に向けて、魅力ある学校づくりが求められることから、以下に取り組むこと。
- ①通学区域制度検証委員会の答申を踏まえた入試制度の工夫や改善をはかるとともに、全国募集校の拡大など幅広く検討をすること。
- ②2025年度から導入している配信センター方式の遠隔教育について、対象者や科目など、検証しながら実施すること。
- ③高校進学が準義務教育とも言える状況となっていることから、受験者数が定員内であった場合に、教育委員会の指導のもと、点数や障害の有無を理由に不合格を出すことなく、高校進学を希望する全ての子どもが進学出来るよう、大分県独自の取り組みを検討すること。
- (4) 人口減少社会の進行に伴い、ものづくりの職場をはじめ、さまざまな分野で人材獲得競争が厳しさを増すなか、県内の人材が県内のさまざまな職場で活躍できるよう、個々人の特性や価値観など、多様化するニーズが活かされる、包摂的な教育・指導を推進すること。また、そのために必要となる公立の高等教育機関の設置や、高校等における産業教育、職業教育、専門教育の充実をはかること。

#### 4. 学校職場における労働安全衛生体制の確立

- (1) 教職員不足や全国的に受験者数が減少している現状と、「改正給特法」の成立を踏まえ、教職員の確保に繋がる職場環境改善に向け、以下の内容に取り組むこと。
- ①教職員確保のための予算を確保するなか、教職員を増員し、長時間労働を解消すること。
  - ②心身の健康確保を徹底するため、休憩時間中の勤務や、いわゆる「持ち帰り仕事」をさせないこと。また、適切な勤務時間管理に基づく時間外上限時間の遵守や業務削減を行うとともに、業務量の上限規制を行うなど、時間外勤務の削減に向けた業務改善方針および計画を策定・実行すること。
  - ③高校入試に伴う事務が煩雑化していることから、出願手続きや調査書の簡素化などにより事務負担の軽減を検討すること。
  - ④労働安全衛生体制のもとでの安全衛生に関する取り組みが実効あるものとなるよう、労働安全衛生法に基づく研修を充実させるとともに、引き続き管理職のマネジメント能力を高め、現場で働く教職員の安全衛生に対する意識を向上させていくこと。
  - ⑤県内における教職員の現職死亡や、メンタル不調を含む病気による休職などが発生していることから、教職員の心身の健康の確保に向け、健康診断や相談体制等の充実をはかっていくこと。あわせて、定年延長制度を踏まえ、60歳以降も安心して働き続けられるよう、50歳台後半からのメンタルヘルスや健康診断の更なる充実をはかること。

#### 5. すべての子どもを包摂する教育の推進

- (1) 不登校や中途退学、虐待を受けた子どもの学ぶ権利を保障するため、多様な教育機会の確保が必要なことから、通信制高校やフリースクール等に対し、ソフト面にとどまらず、ハード面の充実に向けた支援を行うこと。

#### 6. 深刻化する低投票率の解消に向けた取り組み

- (1) 選挙は、民主主義国家において有権者が政治に参加し、その意思を反映させることのできる最も重要かつ基本的な機会であるが、各級選挙の投票率の低下が問題となっており、とりわけ日本の将来を担う若年層において深刻な状況となっている。このような状況を踏まえ、以下の内容に取り組むこと。
- ①子どもたちへの主権者教育に取り組むなか、社会参画意識を養うとともに、政治参加の重要性と意義について理解を深めさせること。
  - ②選挙管理委員会による高校生への出前講座は、社会人として必要な知識を身につけ政治参加の意識を醸成する主権者教育に主眼を置き、身近な問題から政治に興味を感じるよう実施すること。
  - ③20代前半の投票率が特に低いことから、大学や専門学校に対し積極的に選挙出前事業の開催を促すなど、投票率の向上の取り組みを推進すること。

### 8. 土地・土木・住宅政策

#### 1. 安心・安全な社会とまちづくりの推進

- (1) 下水道管路施設の破損が起因とされる「埼玉県八潮市道路陥没事故」(2025年1月)の発生を受けて、県内の下水道管路施設の危険個所の有無を含めた実態について明らかにすること。
- あわせて、道路・橋梁・河川・港湾等の社会資本については、高度経済成長期以降に大量に整備されており老朽化が急速に進行している。社会資本の適切な維持・管理はもとより、耐震化を含めた強靭化を進めること。

(2) 住宅政策の推進にむけて、以下のことを取り組むこと。

- ①県営住宅については、エレベーター設置やバリアフリー化の推進はもちろん、高齢化・核家族化・単身世帯・外国人・ひとり親世帯など、多様化かつ社会情勢に応じて変化する「居住者の住宅ニーズ」を捉えつつ、居住空間の改善や、入居条件に関する制度改革などの取り組みを進めること。
- ②県が取り組む「住宅耐震化総合支援事業」については、南海トラフ地震等、大規模災害発災時での減災対策を加速させるため県民への周知活動を強化すること。さらには予算拡充にむけた検討をはかること。

(3) 適切に管理されていない「空き家」は、防災、防犯、衛生、景観等、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす可能性があり、県内でも被害が生じていることから、安全面での対策を早急に講じること。あわせて、県が策定を進める特定空家になる前の「管理不全空家の判断基準」について明らかにすること。

さらには、「改正・空き家対策特別措置法」(2023年12月施行)はもとより、所有者不明の土地や建物の解消にむけて「相続登記の申請義務化」(2024年4月施行)等について、県民への周知活動を推進すること。

一方、人口減少が進む県の状況を踏まえた上で、地域振興策の一環としての「空家」の利活用の推進にむけて、U I Jターン者向けの空家利用について、引き続き、取り組みを支援すること。

(4) 安心・安全な住生活環境づくりにむけて以下のことを取り組むこと。

- ①街頭における防犯カメラ設置については、能登半島地震の被災地では、犯罪抑止の観点から増設している現状である。こうしたことを踏まえて、平時より、プライバシー保護に充分に配慮した上で、設置に關わる取り組みを推進すること。あわせて、市町村の取り組みについては、予算措置を含めて対策を講じること。
- ②生長した樹木や雑草が歩道や車道に張り出し、通行の妨げとなる箇所が存在する。こうした箇所の伐採や除草等の対策を積極的に行うとともに、県道以外については市町村と連携をはかり取り組みを促進すること。さらには、歩行者の安全確保の観点から歩道の拡充をはかること。

(5) 県民の利便性向上はもちろん、流通網の充実や企業誘致の促進などによる県経済の発展と、能登半島地震(2024年1月発災)によって当該地域の交通網が寸断された事例を受けて災害時のリダンダンシー確保の観点から、交通インフラ整備のさらなる推進をはかること。

- ①中九州横断道路や中津日田道路の早期完成にむけた取り組みを加速させること。
- ②東九州自動車道、日出バイパス、大分空港道路の4車線化については、大規模災害時における緊急車両の通行確保はもちろん、平時における車両通行の「定時性」や「安全性」を確保する観点から、積極的に取り組みを進めること。
- ③東九州自動車道や大分自動車道については、霧などの悪天候によりたびたび通行止めが発生し、県民生活や産業・観光面で支障をきたしていることから、通行止め時の「迂回対策」に關わる対策を講じること。
- ④近隣県とも連携しながら実現に向けて取り組んでいる「東九州新幹線の整備」や「豊予海峡ルート構想」については、県財政はもとより、県民生活や企業活動に及ぼす効果と影響について丁寧な調査を行うこと。あわせて、関係省庁への働きかけなど、必要な対応を進めること。

## 9. 環境・エネルギー政策

### 1. 地球温暖化防止策の推進

- (1) 2050 年のカーボンニュートラルの達成については、2030 年、2035 年、2040 年と温室効果ガス削減目標が示され、社会を根本から変える対応が求められることとなることから、政労使など関係当事者が参画する「社会対話」を基本とした上で、取り組みを推進すること。あわせて、GX の実現については、「グリーンな雇用」の創出や「円滑な労働移動」だけでなく、「失業なき労働移動」を担保するための重層的セーフティーネットの構築はもとより、中小企業に対する移行支援を講じること。
- また、通常の製品よりもコストがかかるグリーン製品の製造や導入に対しての支援、グリーン・コンビナートおおいた推進構想の実現化など、様々な機会を通じて GX の実現にむけた取り組みの進捗状況について周知を行うこと。
- さらに、国に対しては、連合が求める「公正な移行」に関わる要請趣旨を踏まえつつ、継続的かつ積極的な支援を行うよう働きかけを行うこと。
- (2) 県が策定した「第 5 期地球温暖化対策実行計画」については、県民に周知することはもちろん、関係組織・団体と連携をはかりながら以下の内容について積極的な取り組みを進めること。
- ①運輸部門における排出ガス削減にむけて、県内主要渋滞箇所の解消の取り組みを加速させるとともに、次世代自動車のさらなる利用促進にむけた、EV 充電スタンドや水素ステーションの設置拡大を行うこと。
  - ②県公用車のクリーンエネルギー化をはかるとともに、県庁舎等の公共施設への太陽光発電設備の設置を推進すること。
  - ③県が取り組む「置き配バッグ」の普及促進について、現在の取り組み状況を明らかにするとともに、「宅配ボックス設置」に係わる助成拡充にむけた取り組みを推進すること。
  - ④通勤時の渋滞緩和はもちろん、スマートな車での移動は省エネルギーにつながり、CO<sub>2</sub> 排出削減にも寄与するため、AI を活用した信号制御やノーマイカーウィーク等の取り組みを促進すること。

### 2. 安全・安心で安定的な資源・エネルギー供給の実現

- (1) 安定的・廉価な価格でのエネルギーの供給については、省エネによるエネルギー需要を抑制する一方、海外情勢の不安定による燃料費の高騰や、AI の活用やDX 化などで電力消費が増大する可能性などが考えられ、既存発電施設の更なる有効活用等によって、エネルギー供給の増強や安定供給をはかる必要があることから、引き続き、国に強く要請を行うこと。
- また、再生可能エネルギーの積極推進、化石エネルギーの高度利用、分散型エネルギーシステム、水素エネルギー・システムの開発・普及やスマートグリッドの活用など、省エネ技術の開発・普及については、大分県新エネルギー・ビジョン・第 7 次エネルギー基本計画を広く公表し取り組みを進めること。とりわけ、水素エネルギー・システムについては「カーボンニュートラル」の実現にむけた、重要なエネルギーのひとつであることから、九州唯一のコンビナートから発生する副生水素の活用など、県内の水素サプライ・チェーンの構築支援と関連産業の育成に努めること。
- あわせて、次代を担う産業の育成といった観点から、地域や自然環境・景観との調和に十分配慮しつつ、県の強みを生かした地熱・温泉熱、小水力、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入促進や関連機器・システムの開発販路開拓などに積極的な支援を行うこと。
- (2) 「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」により、県民および県内産業に対する賦課金による負担が年々増大していることから、企業や国民負担の妥当性や納得性などを精査し、最大限の政策効果と全体最適が確保されるよう柔軟かつ機動的な見直しが行われるよう、引き続き国へ要請すること。

### 3. 水資源の有効利用と生活排水処理の整備促進

(1) 「大分県生活排水処理施設整備構想2015」の初年度の取り組み評価および進捗状況の管理を確実に行うとともに、生活排水処理率の2025年度末での中間目標達成にむけて、各種事業を一層推進すること。

また、各市町村における合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の普及に向けては、その進捗を把握しながら的確な指導を行うこと。

(2) 県の「第三次大分県きれいな海岸づくり推進計画」に基づき、県、市町村、ボランティア団体等との連携はもちろん、県内各地の学校や、自治会、企業等とも幅広く連携し、漂着ゴミの撤去・回収の取り組みを行うこと。あわせて、「内陸部における対策」についても取り組みを推進すること。

### 4. 人体や生活環境への影響が懸念される諸課題への対応

(1) 風力発電や太陽光発電は再生可能エネルギーとして有効ではあるが、風力発電の風車による低周波音や、太陽光発電のソーラーパネル設置後の土砂災害の発生や河川への泥流入、今後見込まれる老朽化したパネルの廃棄問題、景観保全に係わる問題については懸念があることから引き続き対策を講じること。

(2) 「マイクロプラスチック」については、海洋生態系に影響を及ぼすことが懸念されていることから、積極的な取り組みを展開すること。

また、「PFAS（有機フッ素化合物）」については、人体へ影響を及ぼすことが懸念されていることから、不安解消の面から水質測定結果を積極的に周知すること。

## 10. 交通政策

### 1. 持続可能な社会基盤としての交通・運輸体制の確立

(1) 県内集落の1／3が小規模集落となっているが、「地域公共交通」は、住み慣れた地域に住み続けるために必要不可欠な社会インフラであることから以下の内容について取り組みを推進すること。

①子どもの通学や自動車運転免許証を返納した高齢者の買い物・通院など、高齢者や障がい者の外出機会の保障とまちの活性化が必要であることから、各地域に応じた交通シビル・ミニマム（生活基盤最低保証基準）を示すことに加えて、地域公共交通の路線維持・確保・復活と、新型コロナウイルス感染症対策の一環とした「減便防止措置」を市町村と連携して講じること。

②地域の実情を踏まえたコミュニティバスや乗合タクシー、安心・安全を前提としたシェアリングエコノミーの確立や、ライドシェアの運行など、住民のニーズも考慮した生活交通の確保に努めるとともに、運行後の検証を行い、従来の運航方法も含め再検討を行うこと。

③地域公共交通従事者は労働条件や2024年問題、カスタマーハラスメントなどで常時ドライバー不足のため、地域公共交通事業者に対する、行政による経営支援を行うこと。

④次世代モビリティサービス等の先端技術を活用した新たな交通手段確保に向けた検討や、実証実験を行う自治体に対して助成金などの補助を行うこと。

(2) バス事業については、複数の市町村をまたぐ路線バス運行へ運航費を助成する「地方バス路線維持対策事業」および県民生活に必要不可欠な地域公共交通に対して助成する「生活交通路線支援事業」を引き続き行うとともに、事業の拡充をはかること。加えて、運転免許返納者や高齢者に対する運賃補助事業について、ICカード導入の支援を行うこと。

あわせて、国庫補助対象基準を満たさない幹線バス系統の多くは、事業者の努力によって運航継続されているが、バスの運行は県民生活に必要不可欠な地域公共交通であることを踏まえ、助成対象基準の緩和について、引き続き国に強く要請を行うこと。

また、離島住民の生活を支える観点から、離島航路の維持に向けて事業者に対する助成を引き続き行うこと。

(3) 大分空港への「ホーバークラフト就航」については、安全運航対策の強化を最優先としたうえで、以下の内容について取り組むこと。

- ① 荒天などによるホーバークラフト欠航時の対応、大分空港に発着する航空機の遅延・欠航時の具体的な対応について明らかにすること。
- ② 大分空港へのアクセスは、ホーバークラフトを主体とする「海上アクセス」と、バスを主体とする「陸上アクセス」との「ダブル運行体系」となることから、両アクセスを運行する事業者が、共存できる対策を講じるとともに、必要に応じて財政的な支援を行うこと。
- ③ 週末や繁忙期に、大分空港の駐車場が混雑し、満車になる場合もあったことから、ホーバー運航後、大分空港側、西大分側両駐車場の満車状況の検証を行い、駐車できないことのないよう取り組みを推進すること。
- ④ 大分空港への就航については、運航が決まったものの減便でのスタートとなつたため、赤字となるよう今後の運営方針について再検討すること。

(4) 駅の無人化が進み、緊急事態発生時などのイレギュラー対応はもとより、子どもや高齢者、ハンドイキャップをもつ利用者への安全対策について不安視する声や、減便やダイヤ改正により、高校生の部活動への参加に支障をきたしたり、通勤・通学時の車両編成縮小にともない、車内混雑が発生している状況があるが、鉄道事業者のみでの対策には限界がある。

こうした課題に対して、県・地元市町・鉄道事業者と連携しながら、移動の自由を制限するとの無いよう、合理的配慮の観点も踏まえ、ユニバーサルデザインの推進、バリアフリー化等の対策を講じるとともに、必要に応じて、鉄道事業者に対してすべての人が利用しやすい施設整備が推進されるよう、行政による支援を行うこと。また、簡易委託駅の運営を行う自治体に対して、支援の拡充をはかること。

一方、人口減少や少子高齢化による利用者の減少とあわせて、コロナ禍の影響により、地域公共交通を担う鉄道事業者は、厳しい経営環境下にある。このことを踏まえた上で、課題解決にむけて、国に対して働きかけを強く求めること。

(5) 自転車利用者の交通ルールの遵守、改正道路交通法の周知とマナー向上に係わる対策については、利用者数が多い若年層に対する安全意識向上の取り組みを行うとともに、安全啓発動画の配信等については、各SNSの活用や、インターネット広告、映画広告なども積極的に活用し、若年層にダイレクトに届ける施策を講じること。

## 2. 交通渋滞・通勤混雑解消対策の推進、交通の円滑化

(1) ネットショッピング等の需要増加にともなう個配の増加により、物流環境が大きく変化し、トラックによる輸送量が増加している。

「車両と人の安全を両立する」ためにも、住宅街における駐車規制の見直しなど、地域の実情を踏まえた上での「物流を考慮したまちづくり」の実現にむけて、取り組みを加速させること。

あわせて、駐車場・タクシー乗り場の他、主要駅での路線バス乗降場および貸し切りバスの駐車場整備についても、より一層、推進すること。

また物流の2024年問題により、より困難となっていくことから、置き配の普及や貨物用ドローンの活用などへ支援を行うよう国へ働きかけを行うこと。

## 3. 県民生活の安心・安全の確保について

(1) 視認性や省エネにも有益性が認められる「LED式信号機」の設置促進と、交通安全対策としての「歩車分離式信号機」の整備を推進すること。その際、地域住民等からの意見・要望を待つのではなく積極的に取り組みを展開すること。

あわせて、交通事故減少の観点から「時差式信号機」の矢印表示化についても検討すること。

## 11. IT政策

### 1. IT利活用のための整備

(1) 「健康・医療」や「環境・エネルギー」「防災・減災」等の分野については、将来にわたり安心して暮らすための基盤であることから、個人情報の保護等を基本としつつ、さらなるICTやIOTの利活用を推進すること。

また、離島や中山間地域などの条件不利地域における、光ファイバー整備の進捗状況について、明らかにするとともに、都市部との地域間格差の是正にむけた取り組みを行うこと。

(2) 「ローカル5G」については、河川監視などの災害対応や、遠隔診療、公共施設の運営、テレワーク環境の整備等、地域の諸課題をはじめ多様なニーズに用いられることが期待されていることから、行政サービスへの活用を検討すること。さらには、地元企業等に対しても、導入促進にむけた対応を行うこと。

合わせて、県も導入を始めたスターリンクも災害時等有効な通信手段となるため、積極的に導入すること。

## 12. 大規模災害に関する事項について

### 1. 大規模災害発生に備えた防災・減災対策の充実

(1) 自主防災組織や自治会単位での「防災訓練」の実施率がコロナ禍後69.9%まで回復したが、自治会の高齢化などで実施できていないところについては防災訓練実施単位の再編などの指導を行いながら、引き続き、未実施組織への働きかけを行うとともに、参加者数や訓練内容の充実なども推進させること。

加えて、地域防災活動の要となる「防災士」については、現在取り組んでいる育成プログラムの内容について明らかにするとともに、災害発生時において、日頃の訓練成果が発揮できるよう、より実践に即した育成プランを作成し提供すること。あわせて、防災士不在の地域の解消にむけた取り組みや、防災士の高齢化対策や実行力など地域防災力向上の取り組みを加速させること。

さらには、消防団員の確保についても、引き続き、対策を講じること。また、市町村ごとの災害ボランティアネットワークの拡大・強化をはかるとともに、災害ボランティアセンターを設置・運営する人材の育成を加速させること。

(2) 県における自力避難困難者（避難行動要支援者）の「個別避難計画」の策定状況を明らかにするとともに、未策定の解消にむけた取り組みを加速させること。また、「デジタル弱者」に配慮しつつ、プッシュ型の防災情報がすべての地域に行き届くよう、複数の伝達手段の確保を講じること。

あわせて、防災情報については、「震度・雨量・特別警報」のタイムリーな発信とともに、「ライフラインの復旧」や「救援物資の受取場所」など、住民ニーズに即した、きめの細かい提供を行うこと。

加えて、日本語を含む15言語に対応し地図情報を含んだ防災情報を配信する「おおいた防災アプリ」の普及については、在県外国人への確実な情報伝達の観点から、取り組みを加速させること。

(3) 頻発・激甚化する水害に対応した抜本的な「治水対策」はもとより、河川改修、河床掘削、支障木伐採による浸水被害の軽減に関わる対応を加速させること。また、土砂災害の発生防止については、急傾斜地崩壊対策や地滑り対策とともに、現在、県が把握している「盛土」については、引き続き注視するとともに、2022年7月に公布された通称「盛土規制法」のもと対応を講じること。

あわせて、水道・電力・石油・ガスなどのライフライン施設の強靭化はもとより、道路の電柱倒壊や半島へ行くための道路崩落による「閉塞防止対策」や、啓開ルート上の「法面崩落対策」を着実に進めること。

さらには、災害発生時における、孤立地域の発生防止の観点から、中山間地域の道路の「斜面崩壊対策」を行うとともに、海岸地域の道路については、高波や津波への備えとして「越波対策」を講じること。

(4) 大規模災害に迅速かつ的確に対応するために、近年の情報通信技術等の発達を踏まえ、ドローンやA I、I o Tを活用した災害発生時の状況把握や情報分析はもとより、I C Tを活用した情報提供の充実・強化に努めること。

また、情報を受信する側への対策として、携帯電話等の通信機器の電源確保の対策を強化すること。

一方、2020年7月豪雨災害時には、日田市にて通信基地施設の被災により、携帯電話などの通信手段そのものが使用できない地域が生じたことから、平時より、通信基地に係わる基盤整備対策を強化とともに、必要に応じて、国に対して対応を求める。

(5) 災害発生時に避難所となる「公共施設」の水害リスクの軽減と、耐震化に係る対策の強化など、安全性の向上にむけた取り組みを前進させること。とりわけ、学校は避難所としての役割も大きいことから、大規模の改修工事に際しては、大規模非常災害時における避難施設として整備するよう支援すること。

なお、避難所から遠いところに住居がある場合もあるため、避難所の拡大についても市町村と連携をとり取り組むこと。

また、災害発生時は一次避難場所に長期滞在の可能性もあることから、避難所内での感染症対策、プライバシーの確保、犯罪発生の防止、栄養価の高い食事の提供、睡眠の確保、衛生的な下着の提供、ペットとの共生、バリアフリー化、災害時用Wi-Fiの設置など、避難時でも一定の日常生活が確保された衣食住生活空間の提供に係る取り組みを推進すること。

あわせて、県は「避難所運営マニュアル策定のための基本指針」を2023年5月に改定したところであるが、能登半島地震での教訓を活かし、女性の防災職員の配置や、帰省時期と重なった場合の備蓄品調達先の検討、船上避難の検討など避難者のニーズに即した対応がはかられるよう、内容の充実をはかること。

(6) 危機的状況に備えた「事業継続計画（B C P）」の策定について、行政のみならず、企業、医療機関、介護施設、教育機関等、県内のあらゆる組織に普及させること。

また、内容の精査と、さらなる充実化にむけては、感染症、自然災害、武力攻撃等の存立危機事態など、各々の危機的状況に応じた「B C Pの策定」が必要となる。さらには、いつのタイミングで、どの事業を、どの程度「停止」または「再開」させる等、きめの細かい設定が不可欠となる。こうした判断基準を明らかにするとともに、事業者や県民の理解を得られるよう、取り組みを推進すること。

## 13. その他

### 1. 投票しやすい環境の整備

- (1) ここ数年の各級選挙における投票率の低下は、民主主義の根幹を揺るがす憂慮すべき事態となっている。国民の権利保障に資する「投票に関する啓発活動」の強化はもちろん、各種環境整備を推進すること。加えて、県や市町村では解決が難しい諸課題については、国に対して働きかけを行うこと。
- ①投票率向上と利便性を高めるために、期日前投票所、移動期日前投票所、共通投票所の設置を推進すること。その際、頻繁に人の往来が見込める施設(総合スーパーや百貨店、スーパー等の大型商業施設内、駅舎内等)への設置を積極的に進めること。また、直近の国政選挙では県内の高校に期日前投票所が設置されたことを踏まえて、高校への設置を検討すること。
- ②共通投票所および移動期日前投票所の設置ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの公募を行うこと。あわせてその経費については、財政運営上の支障が生じないよう必要な措置を講じること。
- ③投票所については、高齢者、障がい者、傷病者、妊婦等、すべての有権者が投票しやすい環境整備を講じること。加えて、長時間滞在することとなる投票立会人や運営従事者の健康を守る観点から、投票所内の空調など環境改善にむけた取り組みを推進すること。また、投票立会人や事務従事者の待遇改善をはかること。
- ④高齢者のニーズを捉え、自宅と投票所を結ぶタクシー送迎など「交通アクセスの確保」に係る施策を推進すること。
- ⑤高齢者、障がい者、傷病者、妊婦、海外赴任者などの選挙権を保障するために、郵便等投票制度の手続きの簡素化および対象者の拡大をはかること。
- ⑥インターネット投票は、一部の自治体で導入にむけた動きはあるものの未だ実現されていない。海外に目をむけるとエストニア(有権者数が県とほぼ同数)では2005年に世界ではじめて全国規模のインターネット投票を導入し、以来、技術と信頼性を高めている。わが国においては地方選挙におけるインターネット投票の導入は条例を改正すれば可能であることから、先進事例を参考にした上で、導入にむけた動きを積極的に進めること。

### 2. カスタマーハラスメントの防止と万引き犯罪防止対策の推進

- (1) 労働施策総合推進法の改正(2025年6月)を受けて、公務職場を含むすべての職場におけるカスタマーハラスメントの防止にむけて、「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や異常な態様の要求行為等のカスタマーハラスメントの抑止・撲滅に係る対策を推進すること。

あわせて、東京都等の自治体で実現した、カスタマーハラスメントの根絶を謳う条例の制定はもちろん、倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を実施すること。

さらには、県が取り組むカスタマーハラスメントの実態調査の結果について明らかにするとともに、その結果については、今後、県政に反映されること。

- (2) 小売業で働く労働者に大きな負担や不安を与え、小売業者に多大な損失をもたらしている万引きについては、今日では「爆盗」が問題となっており、ドラッグストアを狙った組織的な大量万引き事犯が発生している。

万引き防止にむけて、官民による会議体を設置し、各組織が連携して万引きに関する総合的な対策を推進するとともに、事業者間で万引き事件やその対策に関する情報を共有化する仕組みを構築するなど必要な対策を講じること。

さらには、高齢者の再犯率が高い実態を踏まえて、福祉的及び医療的な観点からの対策を進めること。